

VIII 武蔵野市農業振興基本計画施策一覧表

	施策の内容	具体的な事業内容	(○:主体 △:連携・支援)					
			農家	J A	市民	農委	行政	関係機関
1 農地の保全	(1)生産緑地の保全と追加指定の推進	相続税納税猶予制度の堅持を要請し、農産物を生産する基盤となる生産緑地の保全を図って行くとともに、追加指定についても推進していく。	○	△		△	○	国
	(2)宅地化農地の保全	農業、農地の存続を望む市民の関心が高まる中、中良好な都市環境を維持するためには、宅地化農地も重要な役割を担っているため、長期的に農地として利用されるよう農地の役割や意義を積極的にPRしていく。	○	△	△	△	○	
	(3)武蔵野市登録農地制度の活用	5a以上の農地で、農業経営を10年以上継続する見込みのあるものを市が登録農地に指定し、農地の保存協定を締結し、協定を結んだ農家の農業経営に必要な近代化施設等の購入経費の一部を補助する事業を充実させていく。	○	△			○	
2 都市農地の多様な機能の発揮	(1)オープンスペース機能の発揮	農地は雨水を浸透させ地下水を涵養したり、ヒートアイランド現象の緩和、農作物が二酸化炭素を吸収し酸素を放出するなど、自然環境に多様な機能を果たしている。良好な都市環境を維持・確保するためにも農地の多面的機能をいっそう発揮させていく。	○	△		△	○	
	(2)防災協定の推進	農地は、災害時の一時避難場所としての役割も発揮できることから、平成14年12月にJA東京むさしと締結した「災害時における農地使用及び生鮮食料品の調達に関する協定」の取り組みを推進していく。	○	○	△	△	○	
	(3)農業景観の保全	農地や農地に隣接する屋敷林や雑木林なども心安らぐ農業景観として市民生活に潤いを与えている。また、農業は地域社会を担う産業として長い歴史を持ち、文化の継承や、地域に彩と安定感をもたらすなど農業の持つ文化的側面をPRするため、農業写真展の開催等をすすめていく。	○	○		○	○	
	(4)体験農園、市民農園、農業公園、学校農園等の推進	体験農園については農家の意向に合わせて検討する。市民農園は立毛品評会や収穫作物の展示会などを行う。また、モデル区画を設置し栽培方法を講習するなど新たな形態を検討していく。農業ふれあい公園については、市民との交流を深める場として様々な事業に協力していく。学校農園については学校と連携していく。	○	△	○	△	○	
	(3)生物多様性の保全	自然が失われつつある都会では、農地や農地周辺緑地も生物多様性を育む役割を担っている。今ある生態系を維持するだけでなく、より良好な環境を築くために農地保全を通して生物多様性を保全していく。	○	△		△	○	

	施策の内容	具体的な事業内容	(○:主体 △:連携・支援)					
			農家	J A	市民	農委	行政	関係機関
3 人と環境にやさしい農業の推進	(1)新鮮で安全な農産物の生産と提供	JA新鮮館で販売される農産物の生産履歴を表示するトレーサビリティの実施や、「安心ファーム事業」により農産物や土壌の農薬検査費用を半額補助する制度を実施している。また、遺伝子組み換え作物は栽培しないなど農業者や関係団体と調整し、安全な農作物の提供を進めていく。	○	○		○	○	
	(2)環境保全型農業の推進	環境への負荷を低減させるため、農家が有機質肥料等や環境保全型の農業用資器材を購入した際に、その費用の一部を補助する事業を実施している。	○	△		△	○	
	(3)生ごみのリサイクルへの取り組み	現在、サンヴァリエ桜堤で生ごみのコンポスト化を行い、農家では、その堆肥を使用して農産物を作っている。このリサイクル事業をPRするために、毎年1回「コンポスト朝市」を開催しているが、このような運動をさらに広めていくことを検討する。	○		○	△	○	
	(4)農あるまちづくりの推進	農業者と消費者の懇談会を開催して、市民の農業・農地の存在する意義を理解してもらい、農ある豊かな市民生活ができるまちづくりをめざす。また、農地を巡る事業の開催なども検討する。	○	△	○	△	○	
4 食と農の教育	(1)農を通しての食育の推進	幼児期から、いも掘り等の農業体験を実施し、命や食べ物の大切さを実感させることが大切であり、教育委員会や農業者と連携して、学校農園を設置したり、セカンドスクール等でもさまざまな農作業が体験できるようにしている。また、中学校給食も開始されたことに伴い市内産の農産物の給食への供給も積極的に行っていく。さらに、こうのとりベジタブル事業を始め、他にもさまざまな手法を使い、親世代を含めて農を通じた食育を推進していく。	○	△	○	△	○	学校・保育園・幼稚園
	(2)農業体験機会の充実	少子高齢化社会への対策は、今後の重要課題であるが、農作物を育てる体験は、子どもの人間形成や高齢者の生きがい施策として貴重なものである。市民農園、農業公園、体験農園等の充実を図り、JA・農業団体等との連携により農業体験機会の創出に取り組む。	○	○	○	△	○	
5 伝統・文化の保存と継承	(1)農業者と市民の協働による活動の推進	伝統的なお祭りや各種イベント、農業ボランティア制度の検討などを通して、農業者と市民がふれあう機会を創出していく。	○	○	○	△	○	
	(2)農業を通じた伝統・文化のPR	武蔵野市に伝わる農業・農村の伝統・文化をPRし、市民に継承していくために市が保有する文化財や民俗資料等の整理を進め、公共施設を利用した展示を充実させる。また、年中行事の記録ビデオの作成や資料のデータベース化によるインターネットを利用した公開を検討する。	△	△	△	△	○	
	(3)品評会の実施	伝統野菜や特産品の生産技術の継承、多品種生産の向上を図り、武蔵野市の農業を市民に紹介するために、JA東京むさしと連携し、農産物品評会を開催している。また、市民農園利用者の作物展示会も併せて開催している。さらに、将来はこの品評会を青空市とタイアップした「農業祭」に発展させることも検討する。	○	△	△	△	○	

	施策の内容	具体的な事業内容	(○:主体 △:連携・支援)					
			農家	J A	市民	農委	行政	関係機関
6 新しい販売手法の開拓	(1)武蔵野らしい農業、特産化の確立	市民に密着した知名度の高い農産物を創出するため、ウド以外にも旬の野菜や果実、あるいは花卉や植木などを武蔵野産として積極的にブランド化するとともに、加工品の開発なども検討し、武蔵野らしい農業をPRしていく。	○	○	△	△	○	
	(2)直販形態の多様化の推進	現在、市では「農産物直売所マップ」を作成して、直売所の支援を行っている他、JA新鮮館、むぎわら帽子、全農のお店で野菜等の直売を行っている。今後は、宅配便を利用した販売や、直売所の多品目化や長時間開店、設置場所の工夫、あるいは、共同直売所の設置などについて検討していく。	○	○	△	△	○	
	(3)契約販売、宅配、イベント販売の促進	スーパーや青果店、外食産業等との契約販売や、消費者の会員制による宅配の検討、青空市等でのイベント販売の推進などを行う。また、市民に武蔵野産をアピールするためのマスコット等を入れたシールなど、ブランド名を明示した販売促進用のPRグッズを活用していく。	○	○	△	△	○	青果店、スーパー、外食産業
	(4)メディア、イベントの積極的活用	市民からは、農業に関する情報不足が強く指摘されているため、武蔵野・三鷹ケーブルテレビやFMむさしのなどのメディアを積極的に活用するとともに、生産者が販売するフレッシュサラダ作戦の実施、商工会議所が開催するごちそうフェスタへの参加など各所での直売会において武蔵野市農業の実態など様々な農業情報の発信をしていく。	○	○		○	○	武蔵野・三鷹ケーブルTV, むさしのFM
7 経営感覚に優れた農業者育成	(1)認定農業者の育成・支援	農業の発展のためには、地域をリードする担い手の確保・育成が必要である。自らの農業経営改善に積極的かつ意欲的に取り組む「認定農業者」を認定・育成するため、農業経営改善計画の達成に向けた国、都の施策を活用する他、引き続き市独自の支援策を実施していく。	○	△		○	○	都中央農業改良普及センター
	(2)女性・青年農業者の育成支援	女性・青年農業者の役割分担を明らかにする家族経営協定の締結を促進するなど、女性・青年農業者の地位の確立を目指すとともに、女性・青年ならではの発想を活かせるように、研修等を実施したり、活動の場を広げるための女性・青年農業者のネットワークの強化を検討する。	○	○		○	○	
	(3)他地域農業との交流	視察等により他地域の農業者と交流し、先進的な農業を行っている地域のさまざまなノウハウを学び、武蔵野市の農業振興に活かしていく。	○	△		○	○	
	(4)職としての魅力を高める	大都市に立地し、多様なニーズを持つ消費者の身近にあるという特徴を活かして、付加価値を高めた販売方法などを検討し、職としての魅力ある農業経営を目指す。	○	○		○	○	

	施策の内容	具体的な事業内容	(○:主体 △:連携・支援)					
			農家	J A	市民	農委	行政	関係機関
8 地産地消の推進	(1)顔の見える農産物の生産	消費者が農地の周囲に住んでいるという立地条件を活かし、生産者と消費者が顔見知りになることが地産地消の重要なポイントになることから、農業者と市民の交流会の実施や有人直売の推進を図っていく。	○	○	○	○	○	
	(2)高付加価値化の推進	農産物の新鮮さと有機栽培、減農薬栽培は、消費者の求める高い付加価値といえることができる。これらを多品目生産することにより、直売所の存在価値を増すことができる。また加工品についても、減農薬の農産物を使い、無添加、手作りなど工夫した特産品の開発を検討する。	○	○	△	○	○	加工業者
	(3)直売体制の改善	農産物を新鮮で安全に提供できる販売体制の研究を行い、直売所のない市の東部地区でも農産物が供給できないか検討する。	○	○	△	△	○	
	(4)学校・保育園給食への食材提供	地元で生産された農産物を給食で使用することは、食育の観点からも重要である。中学校給食が開始されたことを踏まえ、教育委員会等と連携を図り、さらに利用拡大に努め、品目や出荷量を拡充していく。	○	○	△	△	○	
	(5)他産業との連携の推進	市内の飲食店や食品製造業への食材の提供など農商工連携による販路の拡大を図る。	○	○	△	△	△	飲食店 食品製造業者
9 農業経営者の確保と育成 い手の確保及び多様な担	(1)農業経営者の育成と支援	農地の保全には、後継者の確保が重要であり、キャリア農業者が今まで培ってきた農業技術や経営知識を後継者に円滑に伝えられるよう、支援を行って行く。また、後継者育成事業として行っている「ほおずき市」を継続して開催するなど、JAむさし青壮年部とも連携して後継者の育成に努めていく。	○	○		○	○	
	(2)援農ボランティア、農業ヘルパー等の育成・活用	労働力不足などで応援を求める農家と、農業に触れて農家の役に立ちたいという市民、双方のニーズに応えるために、援農ボランティアや農業ヘルパーなどの活用を検討する。	○	○	○	○	○	
10 安定した農業経営の確立	(1)施設、設備、機械化の推進	経営の効率化、安定化を目指して、施設・設備・機械の整備を図るため、武蔵野市登録農地制度等による支援を行う。	○	○		○	○	
	(2)農作業の省力化の推進	生産性を高めるために、省力機械・施設の導入等により経営の改善を図るとともに、作型の改善や収穫労働のボランティア等の活用など省力化の推進に向けた施策展開を進めていく。	○	○	△	○	○	
	(3)消費者団体との懇談会の実施	都市農業を確立し発展させていくには、市民の理解と協力が必要である。「農業交流活性化支援事業補助金」を活用した市民と生産者がともに参加する視察、講演会や懇談会などを実施し、農業の情報を提供したり消費者との相互理解を深める。	○	○	○	○	○	
	(4)生産性の向上	農産物生産者として、消費者ニーズに応える安全で良質な農産物を効率的に生産するために、JA東京むさし、東京都農業改良センター等の技術研修会を通して優れた生産技術や経営手法を習得する。	○	○		△	△	都中央 農業改良普及センター

	施策の内容	具体的な事業内容	(○:主体 △:連携・支援)					関係機関
			農家	J A	市民	農委	行政	
安定した農業経営の確立	(5)農業経営確立の支援	武蔵野市の農業の将来像についての方向性と施策展開を明らかにして農業者に示すことにより、農業者自らが経営に将来展望を持ち、市民ニーズに即した経営を確立できるよう、認定農業者の制度も活用しながら、さまざまな支援施策を実施する。また、農業に関する各種計画、制度についての研修も実施する。	○	△		○	○	
	(6)国、都、農業関係団体との連携	今後の武蔵野市の農業施策の推進にあたって、国の基本計画や基本構想、都の推進プランや基本方針、その他の農業団体の計画と連携して進めていくことが重要であるとともに、相続税の納税猶予制度をはじめとする各種税制の堅持や都市計画制度の改善を求めていくことが大切である。	△	○		○	○	国、都
11 観光資源としての農業	(1)観光資源化の推進	農業や緑とのふれあいは、生活に安らぎや潤いをもたらし、心身をリフレッシュさせてくれる。農地は、そんな癒しのスポットとして新たな観光資源の一面を持っている。市内にある果樹園は、梨やぶどうのもぎ取り、ブルーベリーの摘み取りを楽しむ親子連れなどに人気であり、芋掘りや野菜の収穫体験等身近で自然体験ができる場として、農地・農業と観光事業を組み合わせた事業展開が期待できる。また、観光マップ等に農地や直売所を巡るコースを紹介することなどを検討する。	○	○	○	○	○	観光推進機構 商工会議所
12 都市農業への理解を深める取り組み	(1)市報・情報誌等を活用したPR	市民の農業への関心は高まっていますが、都市農業がおかれている現状や生産の状況、農地が持つ多面的機能を活かした地域活性化への貢献などあまり知られていないことから農業に関するPR不足が指摘されている。市報や様々な情報誌を活用して食と農業の現状や農業の果たしている役割と機能について継続的に情報発信していく。	○	○	△	○	○	
	(2)直売情報の提供	市内産の農産物を購入したいがどこで売っているのか分からないという市民の声がアンケート結果に現れていることから、直売所や扱っているスーパーなどを掲載したマップ・情報誌によりPRしていく。	○	○	○	○	○	
	(3)都市農業・農地に係る法制度等の啓発	市街化区域にある農業・農地は、農地法、農業経営基盤強化促進法その他、都市計画法、生産緑地法、農地の相続税等納税猶予制度など様々な法制度の下に規制等を受けており、これらが複雑に絡んでいるため解りにくく市民に誤解されていることも多いため、周知に努め、市民の理解を得ることにより更に農地の保全を図る。	○	○	△	○	○	